

人工知能研究開発ネットワーク 運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17 規程第 44 号)に基づいて設置する、人工知能研究開発ネットワークの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則(以下「本会則」という。)を定める。

(設置)

第1条 「統合イノベーション戦略 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)、「AI 戦略 2019～人・産業・地域・政府全てに AI」(令和元年 6 月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定)(以下「AI 戦略 2019」という。)に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)情報・人間工学領域 人工知能研究戦略部に、人工知能研究開発ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本ネットワークは、AI 戦略 2019 に即しつつ、大学、公的研究機関を中心とする人工知能に係る研究開発等に関し、その総合的・統一的な情報発信を推進するとともに、人工知能に係る関連研究者・人材間の情報・意見交換を促進することにより、人工知能に係る研究開発及び環境整備を推進、活性化することを目的とする。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業(以下「本事業」という。)を行う。

- 一 大学・公的研究機関等における人工知能に係る研究開発等の取組に係る海外及び国内への総合的・統一的な情報発信
- 二 海外の人工知能に係る研究機関等と大学・公的研究機関等との意見交換・連携活動の促進
- 三 大学・公的研究機関等に対する政府の人工知能に係る研究開発事業等の取組に係る情報提供
- 四 大学・公的研究機関等における人工知能に係る研究開発等の取組の情報・意見交換及び連携・調整の推進
- 五 その他本ネットワークの目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本ネットワークは、次の各号に掲げる法人(以下「会員」という。)で組織する。

- 一 中核会員 イ AI 戦略 2019 に規定する人工知能関連中核センター群を有する公的研究機関

- ロ 第7条第1項に定める会長(以下「会長」という。)が指名し、第10条に定める役員会(以下「役員会」という。)の決議により本号会員になることを認められた法人
- 二 利用会員 人工知能に係る研究開発などの取組を行う大学・公的研究機関等(資金配分機関は除く)で、次条第1項に基づき入会を承認された法人
- 三 特別会員 前各号に掲げる会員以外であって、次条第1項に基づき入会を承認された法人

(会員の入退会等)

- 第5条 利用会員及び特別会員として、本ネットワークに入会を希望する法人は、別に定める入会申込書を、会長あてに提出し、第8条に規定する運営委員会(以下「運営委員会」という。)で承認を得なければならない。
- 2 会員は、届出事項に変更があったときは、速やかに別に定める変更届を会長あてに提出しなければならない。
 - 3 退会を希望する会員は、別に定める退会届を会長あてに提出しなければならない。
 - 4 会員が次のいずれかに該当する場合、会長は当該会員と協議の上、運営委員会の決定を経て、これを除名することができる。
 - 一 本ネットワークの目的を逸脱した行為のあったとき。
 - 二 本ネットワークの名誉を傷つける行為のあったとき。
 - 三 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
 - 四 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においても改善されないとき。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、運営委員会は、入会に係る運営委員会の承認について、第9条に規定する事務局に委任することができる。

(会員の権利・義務)

- 第6条 会員は次の各号の権利を有する。
- 一 中核会員及び利用会員は、本事業に参加する権利を有する。
 - 二 特別会員は、第3条第四号の事業を除く本事業に参加する権利を有する。ただし、役員会の決議により特別に認められた場合は、第3条第四号の事業にも参加することができる。
 - 三 中核会員は、役員会に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、議決権は、1中核会員につき1とする。
- 2 会員は、次の各号の義務を負う。
- 一 会員は、第12条第2項の規定に基づき、役員会で臨時費の徴収が決議された場合、それを負担するものとする。ただし、利用会員又は特別会員にあつては、臨時費に係る特別の事業への参加を希望する会員に限る。
 - 二 会員は、本会則、本ネットワークの定める規約その他本ネットワークの運営に係る諸規程並

びに役員会及び運営委員会の決定事項を遵守する。

(役員)

第7条 本ネットワークに、次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 会長1名 イノベーション政策強化推進のための有識者会議「AI戦略」(AI 戦略実行会議)の下に設置された AI ステアリングコミッティーの意見を踏まえ、人工知能研究戦略部長が指名した者とする。
 - 二 副会長 1 名 運営委員の中から会長が指名し、役員会の決議により承認を得た者とする。
 - 三 運営委員 1 中核会員につき 1 名を会長が指名し、役員会の決議により承認を得た者とする。
- 2 会長は、本ネットワークを代表し、本ネットワークを統括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
 - 4 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員会)

第8条 本ネットワークの運営を円滑に行うために、本ネットワークに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長、副会長、運営委員及び役員会の決議により利用会員の中から指名された者から構成される。
- 3 運営委員会は、会長の要求で開催され、委員長は、会長が務める。
- 4 会長は、必要があると判断した場合、特別会員や政府関係者などをオブザーバーとして参加させることができる。
- 5 運営委員会は、役員会に議案を提出する。
- 6 運営委員会の事務は、次条に定める事務局が行う。

(事務局)

第9条 人工知能研究戦略部に本ネットワークを運営するための事務局を置く。

- 2 事務局は、人工知能研究戦略部に所属する職員が務める。
- 3 事務局は、次の各号の業務を行う。
 - 一 会員及び入会希望法人の入退会業務
 - 二 本ネットワークの事業計画案の策定業務
 - 三 本ネットワークの会員及び関連機関との連絡調整業務
 - 四 本ネットワークの出納管理業務
 - 五 本事業の実施に係る業務
 - 六 役員会、運営委員会等の準備、運営に関する業務
 - 七 その他、本ネットワークの運営に必要と認められる業務

(役員会)

第 10 条 会長は、少なくとも毎年度1回役員会を開催する。

- 2 役員会の議長は会長が務める。
- 3 役員会は、運営委員会が提出する議案のほか、本ネットワークの運営に関する次の事項を決議する。
 - 一 事業計画及び第12条に規定する運営費に係る収支予算の承認
 - 二 事業報告及び第12条に規定する運営費に係る収支決算の承認
 - 三 その他、運営に関する事項
- 4 役員会は、各中核会員の代表者又は議決権行使者の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 役員会に出席することができない中核会員の代表者又は議決権行使者は、予め書面をもって議長に委任することにより、議決権を行使することができる。
- 6 会長は、必要と認めるときは、臨時役員会を開催することができる。

(会計年度)

第 11 条 本ネットワークの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、本ネットワークの設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費)

- 第 12 条 本ネットワークの運営費に必要な費用は、人工知能研究戦略部運営費の一部をもって充てる。
- 2 本ネットワークにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会で評議し役員会で決議のうえ中核会員並びに当該事業への参加を希望する利用会員及び特別会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第 13 条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

- 2 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。
- 3 運営委員会は、当該会計年度の予算及び決算を役員会に提出し承認を得るものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第 12 条に規定する運営費の全部が人工知能研究戦略部予算をもって充てられた場合の当該会計年度における決算については、運営委員会から役員会への報告をもって足りるものとする。

(情報の取扱い)

第 14 条 事務局又は会員は、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開

示される情報を、本事業の目的のために、他の会員に開示することができる。

- 2 会員は、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めるものとする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第 15 条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産(産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの)に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

- 2 前条第1項により開示された情報に基づいて会員が発明等を為したときは、当該会員は、ただちに運営委員会に通知するものとし、その取り扱いを協議により決定する。
- 3 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等を為した場合の取扱いは、当該秘密保持契約等の定めるところによる。

(ロゴの使用)

第 16 条 第9条に規定する事務局の所属機関である産総研は、本ネットワークのロゴに係る商標登録出願の手続きを、産総研を出願人として行う。産総研が当該ロゴに係る商標登録を受け、商標権を取得することを前提として、会員は、本事業の範囲内と認められる活動であり、かつ、本事業の活動であることを明記する場合に限り、当該ロゴを使用することができるが、会員の当該ロゴの使用により生じた損害について、産総研は一切責任を負わないものとする。

(解散)

第 17 条 本ネットワークの解散は、役員会の決議をもって会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第 18 条 本会則の改廃については、役員会の決議を経てこれを行う。

(設置期間)

第 19 条 本ネットワークの設置期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、役員会において事業の継続が決議された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(協議)

第 20 条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会が利害関係者の意見を聴取し、円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、令和元年12月16日から施行する。

附 則(令和2年8月7日一部改正)

この会則は、令和2年8月7日から施行する。